

東浦町障がい者自立支援協議会組織要綱

(組織)

第1条 東浦町内において関係機関（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する関係機関をいう。以下同じ。）が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に実施し、及び関係機関が相互に連絡をとり、地域における障害者への支援体制に関する課題を共有し、障害者への支援体制の整備を図るため、同項の規定に基づき、東浦町障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(構成機関)

第2条 協議会を構成する機関は、関係機関とし、町長が指定する。

(構成員)

第3条 町長は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えるものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第20条の規定により協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。